



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年2月2日火曜日 第177号

## ◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課).....	70
保安林の指定(2件).....	(森林整備課).....	70
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課).....	71
基本測量の終了の通知.....	(道路維持課).....	72
公共測量の実施の通知.....	( " ).....	72
公共測量の終了の通知.....	( " ).....	72
道路の供用開始(県道興居島循環線).....	(中予地方局管理課).....	72

## 公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	(会計課).....	72
愛媛県中予地方局空調設備修繕業務の委託.....	(中予地方局総務県民課).....	73

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第109号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、伊予市、東温市、松前町、砥部町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年2月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・佐古西地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年2月3日から3月4日まで
- 3 縦覧場所  
伊予市役所本庁、東温市役所本庁、松前町役場、砥部町役場本庁

### ○愛媛県告示第110号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年2月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所  
今治市波方町小部字北谷乙140の7、乙141の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

波方町小部字北谷乙140の7・乙141の2(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第111号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年2月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所  
今治市吉海町田浦828、829、833
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年2月2日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湊浦 442 - J - 69	西宇和郡伊方町湊浦・仁田之浜 (次の図のとおり)	地滑り
伊方越 442 - J - 289	西宇和郡伊方町伊方越 (次の図のとおり)	地滑り
川永田西 442 - J - 290	西宇和郡伊方町川永田 (次の図のとおり)	地滑り
石見 442 - J - 293	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	地滑り
大成 442 - J - 294	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	地滑り
水ヶ浦 442 - J - 298	西宇和郡伊方町中之浜 (次の図のとおり)	地滑り
ハツ松 442 - J - 302	西宇和郡伊方町九町 (次の図のとおり)	地滑り
志津西 443 - J - 1	西宇和郡伊方町志津・小島 (次の図のとおり)	地滑り
高浦 443 - J - 30	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	地滑り
志津 443 - J - 32	西宇和郡伊方町志津 (次の図のとおり)	地滑り

小島 443 - J - 156	西宇和郡伊方町小島 (次の図のとおり)	地滑り
足成南 443 - J - 303	西宇和郡伊方町足成 (次の図のとおり)	地滑り
小振 443 - J - 305	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	地滑り
大江 443 - J - 309	西宇和郡伊方町大江・志津 (次の図のとおり)	地滑り
小島東 443 - J - 311	西宇和郡伊方町小島 (次の図のとおり)	地滑り
アカバタケ 443 - J - 314	西宇和郡伊方町川之浜 (次の図のとおり)	地滑り
塩成北 443 - J - 317	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	地滑り
足成東 443 - J - 318	西宇和郡伊方町足成・二見 (次の図のとおり)	地滑り
灘 444 - J - 1	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	地滑り
正野 444 - J - 21	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	地滑り
蜂の巣 444 - J - 113	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	地滑り
名取東 444 - J - 119	西宇和郡伊方町名取 (次の図のとおり)	地滑り
二名津 444 - J - 172	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	地滑り
井野浦 444 - J - 320	西宇和郡伊方町井野浦 (次の図のとおり)	地滑り

与修 444 - J - 32 4	西宇和 郡伊方 町与修 (次の 図のと おり)	地滑り
旭 444 - J - 32 7	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	地滑り
中の谷 444 - J - 32 8	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	地滑り
吹の内 444 - J - 33 1	西宇和 郡伊方 町与修 (次の 図のと おり)	地滑り
赤坂西 444 - J - 33 3	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと おり)	地滑り
松 444 - J - 33 4	西宇和 郡伊方 町松 (次の 図のと おり)	地滑り
赤坂東 444 - J - 33 5	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと おり)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第113号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

○愛媛県告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和3年2月2日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	興居島循環線	松山市泊町甲1349番2から 同町甲1371番1地先まで	令和3年2月3日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年2月2日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和3年2月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)
- 2 作業期間 令和2年9月1日から  
12月31日まで
- 3 作業地域 四国中央市、八幡浜市

○愛媛県告示第114号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和3年1月25日から  
3月19日まで
- 3 作業地域 愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川及び露峰 地内

○愛媛県告示第115号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年2月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間 令和2年10月5日から  
令和3年1月15日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市北部・西部・南部  
愛媛県南宇和郡愛南町北部

愛媛県漁業取締船用燃料の購入

(2) 購入物品名及び数量

軽油(免税・JIS K2204 2号)

約 465,800リットル

この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、令和3年度の納入量を保証するものではない。

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

- (4) 納入期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 納入場所  
松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域
- (6) 入札方法  
ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）7<sup>(1)</sup>又は<sup>(2)</sup>の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。  
イ 入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。  
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、契約単価は、入札書に記載された金額を100で除し、1リットル当たりの単価とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の③に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2156
- (2) 入札書の受領期間  
令和3年3月19日（金）午前9時から同月22日（月）午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
①に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和3年3月22日（月）午前10時  
愛媛県庁第二別館5階 入札室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和3年3月12日（金）午後5時

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
ア 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。  
イ 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
運用基準7<sup>(1)</sup>又は<sup>(2)</sup>の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。  
ウ 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil ( tax exempted , JIS K2204 No .2 ) approximately 465 800L
- (2) Time limit of tender: 9:59 a m . , 22 March 2021
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

#### ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年2月2日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県中予地方局空調設備修繕業務
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県中予地方局の空調設備の修繕 1式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書、設計書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで
- (5) 委託業務の履行場所

愛媛県松山市北持田町132番地

愛媛県中予地方局松山庁舎

(6) 入札方法

入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課総務係

〒790 8502

愛媛県松山市北持田町132番地

電話 (089)941 1111 内線303

又は(089)909 8750

- (2) 入札書の受領期限

令和3年3月15日（月）午前10時00分まで。

- (3) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和3年3月1日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで）に、(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和3年3月15日（月）午前10時00分

愛媛県中予地方局松山庁舎 6階第二会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和3年3月1日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県中予地方局長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県中予地方局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of the air conditioner at Chuyo Regional Office Ehime Prefecture

- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 15 March 2021

- (3) For further information, please contact: General Affairs Section, General and Public Affairs Division, Department of General Affairs and Planning, Chuyo Regional Office Ehime Prefecture, 132 Kitamochidamachi, Matsuyama, Ehime 790 8502 Japan

TEL 089 909 8750